

件名: 入札No.122「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン等の運用支援のための生成AI活用方策検討業務」

No	質 問	回 答
1	RAG機能提供サービスの選定: 比較検討の対象となる「その他の代表的なRAG構築・機能提供サービス」の3～5例は、ISMAPを考慮する必要がありますでしょうか。	ISMAPを考慮しないものとして1～2例を選定し、残りについてはISMAPを考慮するものとお考え下さい。
2	ナレッジベースの提供: 「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン等」のナレッジベース(KB)は、どのようなファイル形式(PDF、Word、HTML、画像PDF等)で、どの程度の分量が提供される予定でしょうか。	PDF形式で50ページ程度でまとめられたガイドライン等を想定しています。PDFの中には図表が組み込まれており、文書内の図・表のテキスト化も想定しています。
3	業務範囲(ナレッジベースの整備): 別表-1にあるナレッジベースの整備イメージは、一部は実証実験に必要と考えられますが、本業務でどこまで作成する必要がありますでしょうか。	本業務には、別表-1にあるナレッジベースの整備は含まれていません。
4	システム要件(素案)の最終目的: 別紙3の「システム要件(素案)」は、本業務で検討するRAG導入方策の結果として提案すべき要件という理解しています。実証試験を行うRAGシステムでは、どの程度考慮すべき要件でしょうか。	別紙3は、参考として示していますが、実証試験においては、1と2を満し、5のユースケースに近い形で実行できる事が望ましいと考えています。
5	実証試験の評価基準: 「回答の正確性に関する評価基準」について、評価基準は定量的なもの、定性的なもの、両者を含む想定でしょうか。	両者を含む想定です。
6	拡張性(オンプレミス環境への移植)の詳細: 拡張性の評価項目に「オンプレミス環境へのシステム移植」が含まれていますが、想定されるオンプレミス環境の概要をご教示ください。	以下のとおりです。 OS: Ubuntu LTS CPU: 48 Core Xeon Gold 6240R メモリ: 96GB(8GB × 12)
7	業務体制と調査職員の関与: RAG構築・機能提供サービス選定に関する協議や、業務の進捗報告・中間報告について、初回以外はオンラインも可能でしょうか。	仕様書のとおり、「対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うもの」としています。
8	5-3-1(1)サービスの機能充足性については、具体的にどのような観点での検討が想定されておりますでしょうか。	プロンプト最適化への対応、API連携の可否、アップロード容量制限等の観点等を想定していますが、詳細についてはこの限りではなく、調査職員との協議によって決定します。
9	本業務で利用を想定している「Gemini for Google Workspace」の利用ライセンスは契約済みか、新規購入が必要かどうかでしょうか。また、新規購入が必要な場合、ライセンス費用は本業務の契約金額に含めるべきですか。購入が必要な場合は、必要なアカウント数を教えてください。	「Gemini for Google Workspace」等のRAG機能提供サービスの利用ライセンスは受注者が契約します。本業務においては、調査職員はこれら进行操作しないので、必要なアカウント数は本業務に係わる受注者の人数分になるものと想定しています。
10	検討・実証試験における 外部サービス(LLM、クラウドインフラ等)の利用費用 は、受注者(入札金額に含める)と発注者(別途負担)のどちらが負担する想定ですか。(5-3-2(3) 関連)	質問9への回答のとおりです。
11	実証試験(5-3-3)で用いる「その他1件のRAG機能提供サービス」は、5-3-1 の基礎情報整理で選定する3～5例の中から選定することになりますか？それとも、5-3-2(3) で検討対象とする「その他1件のRAG機能提供サービス」と同一である必要がありますか。	5-3-2(3) で検討対象とする「その他1件のRAG機能提供サービス」と同一である事を想定しています。
12	仕様書の5-3-3 の「Gemini for Google Workspace 及びその他1 件のRAG 機能提供サービス」について、当該サービスの費用負担および契約主体は発注者・受注者のどちらになりますでしょうか。	質問9及び10への回答をご覧ください。
13	本業務の実施にあたり、業務の一部を協力会社へ再委託(外注)することは可能でしょうか。	落札後締結する契約書は以下の条文を記載する予定です。本条に抵触しない限りにおいて、一部を委任または、発注者の承諾によって、請け負わせることは可能です。 (一括委任又は一括下請負の禁止) 第●条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。